平成23年9月号



### 特定社会保険労務士 原 敏昭

# 原労務管理事務所便り

連絡先: 〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎2-7-32 TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719

E-mail: <u>harasr@agate.plala.or.jp</u>

URL: <a href="http://www.harasr.com/">http://www.harasr.com/</a>

## 雇用を増やした企 業に対する税制優 遇措置

◆8月1日より受付開始 税制改正法案が成立し、 「雇用促進税制」が創設されました。この「雇用促進税制」は、雇用を増やすなど一定の条件を満たした企業に対する税制優遇措置であり、8月1日からハローワークでの受付が開始されています。

なお、平成 23 年 4 月 1 日 から 8 月 31 日までの間に事業年度を開始する事業主は、10 月 31 日までに届出を行えばよいこととなっています。

◆従業員の増加1人あたり 20万円の控除

「雇用促進税制」は、ハローワークに「雇用促進計画」を提出し、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、1年間で10%以上かつ5人以上(中小企業は2人以上)従業

(中小企業は2人以上)従業員を増やすなどの要件を満たした事業主に対する税制優遇制度であり、従業員の増加1人あたり20万円の法人

税の税額控除を受けることができます。

なお、上記以外の要件は、次の通りです。

- ・青色申告書を提出する事業主であること
- ・適用年度とその前事業年度 に事業主都合による離職者 がいないこと
- ・適用年度における給与等の 支給額が比較給与等支給額 以上であること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

#### ◆手続きの仕方

まず、事業年度開始後2カ 月以内に、目標の雇用増加数 などを記載した「雇用促進計 画」を作成し、ハローワーク に提出します。

次に、事業年度終了後2カ 月以内(個人事業主については3月15日まで)に、ハロ ーワークで雇用促進計画の 達成状況の確認を求められます。

そして、確認を受けた「雇用 促進計画」の写しを確定申告 書等に添付して、税務署に申 告を行います。

### 無年金・低年金の発生 を防止する「年金確保 支援法」

◆3つの法律の一部改正

8月初めに「年金確保支援 法案」が国会で可決・成立し ました。

この法案は、(1)国民年 金法の一部改正、(2)確定 拠出年金法の一部改正、(3) 厚生年金保険法の一部改正 から成ります。

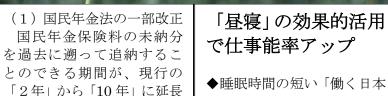
#### ◆法案の趣旨

この「年金確保支援法案」 の趣旨は、次の通りとされています。

「将来の無年金・低年金の 発生を防止し、国民の高齢期 における所得の確保をより 一層支援する観点から、国民 年金保険料の納付可能期間 を延長することや、企業型確 定拠出年金において加入者の 掛金拠出を可能とする等の 措置を行う」

以下では、(1) ~ (3) のうち主な内容について解説します。

◆改正された主な内容



の時限措置です。

改正

ます。

改正

れます。

(2)確定拠出年金法の一部

加入資格年齢が、現行の

「60 歳」から「65 歳」に引

き上げられます。企業の雇用

状況に応じた柔軟な制度運

また、従業員拠出(マッチ

ング拠出)を可能として所得

控除の対象とします。そし

て、事業主による従業員に対

する継続的投資教育の実施

義務を明文化することによ

り、老後所得の確保に向けた

従業員の自主努力を支援し

(3) 厚生年金保険法の一部

近年の経済情勢を踏まえ、

母体企業の経営悪化等に伴

い、財政状況が悪化した企業

年金に関して措置が講じら

営を可能とするためです。

されます。本人の希望により 保険料を納付することで、そ の後の年金受給につなげる ことができるようにするた めです。期間の延長は3年間

行った、世界5都市における ビジネスパーソンの「睡眠時間」の長さに関する調査で は、次のような結果となって います。

- (1) 上海…7時間28分
- (2) ストックホルム…7 時間8分
- (3) パリ…6 時間 55 分
- (4) ニューヨーク…6 時間 35 分
- (5) 東京…5時間59分

◆15 分~20 分程度の昼寝が 有効

最近では多くの企業で「サマータイム制」が導入されるなど、睡眠時間の短さに拍車がかかる状況の中、「昼寝」の効果が見直されています。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所が行った調査では、工場勤務者やエンジニアを対象に、昼休みに昼寝(15分間)をした週としなかった週を比較したところ、昼寝をした週は午後の眠気を

あまり感じず、その差は週の 後半ほど広がったそうです。

同研究所では、時間帯は「午後2時ごろ」、長さは「15~20分程度」(高齢者の場合は30分程度)が最も効果的だと分析しています。

もっとも、午後2時頃に昼寝を取れるような会社は少ないでしょうから、その場合は昼休みを利用しても問題ないそうです。

### ◆効果的な活用を

適度な仮眠には、頭をスッキリとさせる効果があるそうです。暑い夏を乗り切り、仕事の効率を高めるためにも、社員の方にも「昼寝」をお勧めしてみてはいかがでしょうか。

ただし、30分以上の仮眠によって深い眠りに入ってしまい、逆に疲労感が残ることもあるそうですので、ご注意を!

### 当事務所よりひとこと

社会保険料が9月分から変更されます。変更される保険料を控除するのは、10月中に支払われる給与からです。

変更後の保険料額の通知をお送りします。

お間違えのないよう確認の程 よろしくお願い致します。